第二章　各則

第一節　釧路港

（びょう泊等の制限）

第二十一条の二　船舶は、西区東防波堤、同防波堤南端から釧路港西区南防波堤東灯台（北緯四十二度五十九分二十一秒東経百四十四度二十分三十秒）まで引いた線、西区南防波堤、釧路港西区南防波堤西灯台（北緯四十二度五十九分十九秒東経百四十四度十八分四十二秒）から西区西防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面においては、次に掲げる場合を除いては、びょう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

一　海難を避けようとするとき。

二　運転の自由を失ったとき。

三　人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

四　法第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

（えい航の制限）

第二十一条の三　（略）

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界		停泊すべき船舶
釧路	東区	第一区	入舟（A）マイナス六・〇メートル岸壁東端から三百十八度三十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに釧路川雪裡橋下流の河川水面	各種船舶。ただし、総トン数三百五十トン以上の各種船舶は、幸町岸壁又は中央ふ頭東側岸壁に係留する場合に限る。
		第二区	第一区境界線、入舟マイナス七・五メートル岸壁西端から釧路港東区北防波堤南灯台（北緯四十二度五十八分三十九秒東経百四十四度二十一分三十一秒）まで引いた線、東区北防波堤、釧路港東区北防波堤北灯台（北緯四十二度五十九分十七秒東経百四十四度二十一分二十八秒）から東区西防波堤南端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		（略）	（略）	（略）

第二章　各則

第一節　釧路港

（新設）

（えい航の制限）

第二十一条の二　（略）

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界		停泊すべき船舶
釧路	東区	第一区	入舟町マイナス六・〇メートル岸壁東端から三百十八度三十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに釧路川雪裡橋下流の河川水面	各種船舶。ただし、総トン数三百五十トン以上の各種船舶は、幸町岸壁又は中央ふ頭東側岸壁に係留する場合に限る。
		第二区	第一区境界線、入舟町マイナス七・五メートル岸壁西端から釧路港東区北防波堤南灯台（北緯四十二度五十八分三十九秒東経百四十四度二十一分三十一秒）まで引いた線、東区北防波堤、釧路港東区北防波堤北灯台（北緯四十二度五十九分十七秒東経百四十四度二十一分二十八秒）から東区西防波堤南端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		（略）	（略）	（略）